

医 薬 第 5 0 6 号  
令和4年（2022年）5月19日

各保健所設置市保健所長 様

北海道保健福祉部地域医療推進局長

「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」の一部改正について  
このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、貴管内の郡市医師会及び医療機関あて周知願います。  
なお、一般社団法人北海道医師会、日本赤十字社北海道ブロック血液センター及び北海道赤十字血液センターには、別途通知しており、本通知については、当局医務薬務課のホームページに掲載しております。

記

通知掲載先

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-yakumu.html>

（連絡先：医務薬務課主査（製薬・品質）岡田）  
TEL：011-231-4111（内 25-330）  
FAX：011-232-4108